

那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について

1 基本方針の位置付け

いじめ防止対策推進法（H25.9月施行）

- ・国（文部科学大臣）は、基本方針を定めるものとする（H25.10.11制定）
- ・地方公共団体は、国の基本方針を参酌し、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとする（県：H26.4月策定、市：H27.3月策定）

2 改定の趣旨

- ・市いじめ防止基本方針が制定から3年が経過したため、見直しを検討する
- ・国、県が基本方針を改定した（国：H29.3月改定、県：H29.12月改定）ため、整合を図る

3 検討体制

①いじめ問題対策委員会（新設）

法律、医療、教育、心理又は福祉関係者 5名

②いじめ問題対策連絡協議会（既設）

市立小中学校、市教育委員会、栃木県北児童相談所、那須塩原警察署、民生委員児童委員協議会連合会、市子育て支援課に属する者

※庁内検討会議は設置しない（全庁的に関連があるものではないため）

4 スケジュール

年 月	会議等	内 容	
平成30年 5月	部内会議（5/24）	改定方針について	
	教育委員会（5/31）	いじめ問題対策委員委 嘱・諮問内容について	
7月	いじめ問題対策委員会①	素案の検討	
9～10月	いじめ問題対策連絡協議会		
10～11月	パブリックコメント		
11～12月	いじめ問題対策委員会②	原案（答申案）の 検討	
	部内会議（12/27）	答申案・今後の流れ について	
	教育委員会（12/27）	答申（改定案）報告	
平成31年 1月	調整会議（1/9）	基本方針改定案に ついて	
	庁議（1/24）		
	2月		議会全員協議会（2/8）
	3月		議決